

保羅
四維
馬書重
誤

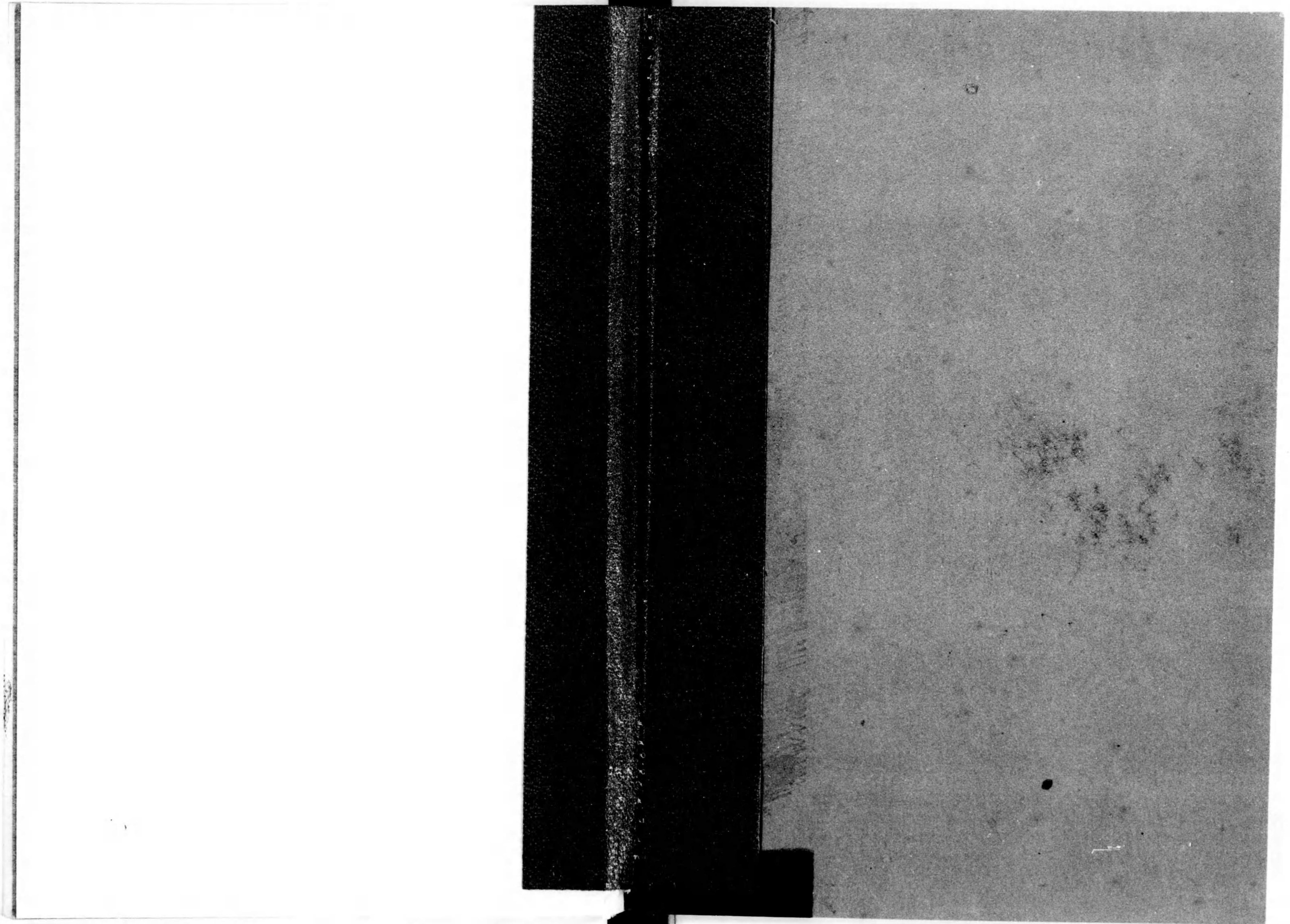
特

4



始





保羅
書翰

羅馬書重譯

70

49

特100
443



保羅
書翰

羅

馬
書
重
譯



序

保羅は碩學の聖徒なり。其羅馬人に與ふるの書に於て熾ゆるが如き熱誠を以て神秘を闡明し教義を演繹すること最も勉めたりと謂ふべし。然れ共其言ふ所往々玄妙深奥にして所謂之を仰げば彌々高く之を鑽れば彌々堅きの憾なき能はず。今や大村君多年研鑽の餘之を譯述し世の青年輩修養の資に供す。余亦多年保羅の各書に親炙せり。雖も淺學薄信にして未だ其室奥に入る能はず。故に猥りに優劣を斷ずる能はず。然れ共余謂ふに眞理を究むるは唯一誠に因る。讀者若し誠意を以て之を研究せば深遠の教理を悟り信仰の修養上に裨益する所少なからざらん。之を序と爲す。

明治四十年十月

佐藤昌介



天にましますみちとよ　このふみを　わが愛する
青年男女にすくむるを　ゆるしたまふを　感謝し
たてまつる　ねがはくは　みたまのおんみちびき
かれらのうへにありて　みこさばにかなふごさく
その徳をたてさせたまはむこさを　アーメン

大正元年八月しるす

大村益荒

使徒パウロの　ロウマ人におくれる　書翰

小引

本書は　西暦紀元五十八年に　コリント　より　かきおくりし　書翰
なりといふ　パウロは　ロウマを　おこづれむの　ころを　いだきつ
る種々の原因に　さまざまげられて　これを　はたすことを　えざりしが
その第三次の　傳道旅行において　諸教會よりの　慈善的寄贈を　えた
りしかば　それを　エルサレムの　まづしき　クリスチアンに　わかたむ
さして　エルサレムを　さして　のぼることゝは　なりぬ　エルサレム
を　たちいでなば　イスパニヤを　おこづれむとほつせしかば　みちす
がら　ロウマにて　しばし　日を　おくらむと　のぞみ　さてこそ　ま
へもつて　重要なる　真理につきて　十分に　のべおかむさして　この
ふみを　かきおくりたりしと　なむ

(二十世紀版新約全書ロウマ書序文による)

使徒パウロのロウマ人に贈れる書翰

東京 大村 益 荒謹譯

一 第一章 イエス、キリストのしもべ パウロ めされて使徒となり「かみ」の福音のために
 二 えられたり 三 この福音は つまに 豫言者らによりて 聖書のうちに 約束したまひたるも
 三 のにして 四 御子われらの主 イエス、キリストに かしはるものなり 「かれ」は 肉により
 四 ていへば 五 ダビデのたれより いて 六 至聖の靈によれば ちからある 「かみのこ」たること
 五 その死より 六 ふみがへりたまひしにて 七 あきらかなり 八 「かれ」より われらが めぐみさ 使
 六 徒のつさめさを うけたるは 七 すべての くにたみのうちより 「かれ」の名を 信する 信仰に
 七 したがふものを 八 えむためなり 九 なんぢらもまた そのうちにありて イエス、キリストに
 八 めされたるものなり 九 われパウロ ロウマに ぬ かみの あいを かうむり めされて 聖
 九 徒たる 十 すべてのものに ふみを おくる ねがはくは われらの 「ちよ」なる 「かみ」 およ
 十 び 主イエス、キリストより きたる めぐみさ平安 なんぢらのうへに あらむことを 八ま
 十一 づ われ なんぢらの 信仰の 世界 いたるさころに いひつたへらるゝをもて なんぢらの
 十二 ために イエス、キリストによりて 「かみ」に 感謝す 九「かみ」は その「こ」の 福音を 奉
 十三 じ 精神を ささげて つかへまつる われが つねに いのりのうちに なんぢらを おもひ
 十四 て、やまさることを しりたまふ 十五 わが いのりもさむるは いかにかして つひには 「かみ」
 十六 の むねに かなふ よき旅行を なしえて なんぢらに いたらむことなり 十七 われ なんぢ

十二 十二を つよめ 十二なんぢらと われとの 信仰のあひ益して たがひに あひなぐさむるころ
 十三 あらむとすればなり 十三さて 兄弟よ なんぢらにも 他の 異族のたみのごさく そごぼく
 の果實のみのりを えさせむために われ しばく なんぢらに いたらむと ころるざし
 十四 が さまざまげられて いまに いたれり なんぢらが これを しらざるを このまず 十四われ
 キリシヤ人にも 未開のたみにも また かしこきものにも かしこからぬものにも 義務あ
 十五 リ十五ゆゑに ちからのかぎり ロウマにぬる なんぢらにも この福音を のべつたへむさす
 十六 十六そは われ キリストの福音を はぢざるなり これ 信するものには すくひを えさす
 十七 およべり 十七のころうちに 「かみ」より きたる 正義は しめされて 信仰のころるに あひ
 十八 つたはれり ゆゑに 聖書にいばく 義人は信仰によりて いくべしと 十八それまた 天より
 十九 人類の 不虔 不義に むかひて 「かみ」の いかりの しめさるるあり かれら 眞理を お
 二十 さへて 不義に さまればなり 十九「かみ」のとは いかれら あきらかに これを しる 「か
 二十一 み」これを しめしたまひたればなり 二十「かみ」のころにして みうべからざるもの すなはち
 二十二 その 永久の権力および その神性は 二十二のつくられしより このかた つくられたるものによ
 二十三 りて め これをみ 智 これを ささるるなるなり ゆゑに かれらに 辯解のころば なし
 二十四 世一 世一かれら すでに「かみ」をしりしが これを 「かみ」さ あがめず 感謝の念をも もたす
 二十五 たぐ むなしき おもひに ぶけりしがために おろかなる そのころる 光明を うしなひ 世二
 二十六 おのれを さがしき みさめつゝ おろかさ なり 世三 世三くらざる 「かみ」の 榮光に かへてく

廿四 つべき ひと また さり および よつあしのけもの および はらばふものに あひにたる
 廿五 かたちを つくりて これなりと せり 廿四このゆゑに 「かみ」は かれらが そのころるの
 廿六 劣情のまにまに 不潔に おもむくに まかせたまひたれば たがひに そのみを はづかしむ
 廿七 るに いたれり 廿五すなはち 「かみ」につきては 虚言をもて 眞理にかへ つくりぬしより
 廿八 つくられたるものを さらに ふかく 禮拜して これに つかへまつれり さいへ わが「つ
 廿九 くりぬし」は さいへに 讚美せられたまふ アーメン 廿六このために 「かみ」は かれらが
 三十 いやしき 心情を ほしひまうになすに まかせたまへり されば をんなは その 天然の用
 三十一 を すてゝ 天然にさからふことを なし 廿七をさとも おなじく をんなの 天然の用を す
 三十二 てゝ あひたがひに その劣情を もやし をささるること 本性にもごれる おこなひを
 三十三 なして その あやまりの むくいを みにうけたり 廿八さてまほ かれらは 「かみ」を み
 三十四 さむるを ほつせざりし がゆゑに 「かみ」は その 墮落のふちに おもむき なすまじき
 三十五 ことを なすに まかせたまへり 廿九あらゆる 不義 不貞 姦惡 我慾 惡念は かれらに
 三十六 みつ れたみ ころし いひあらそひ あざむき たしなめ おさしいれ 三十譏言し 「かみ」を
 三十七 にくみ 卑劣に 傲慢に みづからは 可憐 惡事を發明し 父母に孝順ならず 卅一理をわきまへ
 三十八 す 約束をやぶり 天性の情愛なく うらみをさかす 憐憫をくはへず 卅二「かみ」の審判は か
 三十九 くのごときことをおこなふものを 死に あてたまふを しりて なほ これを なすのみなら
 四十 す また これをおこなふものさ あひしたしむなり。
 第二 章 一このゆゑに ア、ひさよ 審判を おこなふものよ なむぢ なにもものたりとも 責
 罰を まぬかるゝの ころばなし そは 他人を 審判しつゝ また おなじきことを なす

二 これすなはち おのが つみを さだむるなり 三「かみ」は しからず その 審判は 眞理と
 一致し かゝることを おこなふものにむかひて あらはるるものと われらは しる 三かつ
 三 おもひみよ アもひさよ なむち かゝることを おこなふものを 審判しつゝ なほ おなじ
 四 ことを おこなふに 「かみ」の 審判を まねかれうべしと かんがふるか 四あるひは「か
 五 み」の 仁慈なるは くいあらために みちびきたまふなるを しらすして 「かみ」の 仁慈に
 して 宥免し 堪忍したまふことの おほいなるを 輕蔑するか 五しかるにも なんぢら 依然
 頑固にして こゝろにくいす ^{御怒}みいかりのひ 「かみ」の たゞしき 審判の あらばれむ さき
 六 にむかひて みいかりを その ^身みに つみたたくはふ 六そのひ きたらば 「かみ」は ひごこ
 七 ちに その わざに したがひて むくいたまひ 七しのびて たえず 善をなして 榮光さ
 八 ほまれさ 不滅さを もとむるものには さこしへの いのちを あたへたまはむ 八しかれど
 九 も あらそひな このみ 眞理にしたがはず たゞ 不義にしたがふ ものには みいかりを
 十 あたへ 惡を なす ひごの たましひには くるしみさ もたえさを あたへたまはむ これ
 十一 ユダヤびさより はじまりて 異族のたみにも およぶなり 十しかれども 榮光 ほまれ お
 十二 よび 平安の 恩賜も また ユダヤ人より はじまりて おなじく 異族のたみ に およぶ
 十三 べし 十二「かみ」に むかひては すべての ひさ 無差別なればなり 十二されば おきての ほ
 かに ありて つみを をかしたるものは みな おきての ほかに ありて ほろび おきて
 十四 の うちにありて つみを をかしたるものは みな おきてによりて 審判せらるべし 十三ゆ
 十五 ゑに かならずしも おきてを みくに きくもの 「かみ」のまへに たゞしと せらるるにあ
 十六 らず たゞ おきてを ふみおこなふもの たゞしと せらるべし 十四おきてを もたざる 異族

十五 のたみも おのづから おきてに しるせる ことぐを おこなふ これらは すなはち お
 十六 きてなき かれらには すでに おきてなり 十五みるべし その こゝろに しるされたる お
 十七 きてありて はたらくを この おきての あかしを なすは 良心なり さればこそ もろ
 十八 くのお おもひ おこりて あるはせめ あるは ゆるすなれ 十六のひには「かみ」イエス、
 十九 キリストによりて ひさぐの ひめおきしことを さばきたまふべし わが 福音に したが
 二十 へば かくのごとし 十七みよ なんぢは ユダヤびささ となへられ その おきての うへに
 二十一 いこひ 「かみ」につきて ほこり 十八みこゝろをしり そのおきてより いづる をしへなう
 二十二 けて ひいでたる ことぐを こゝろにみこめ 十九しかして おのれを めしひのてびきく
 二十三 らきにあるものゝひかり 二十愚人の指導者 幼兒の教師と 自信し 智識 眞理の形體を かの
 二十四 おきてのうちに もつさ いふ 廿一なんぢは かくて ひごにをしふ しかるに おのれに を
 二十五 しへざるか ぬすむべからずと ささして おのれ ぬすむか 廿二姦淫すべからずといひて お
 二十六 のれ 姦淫するか 偶像をしりぞけ しかして 聖物をけがすか 廿三また かの おきてにつき
 二十七 て ほこるに ^名その おきてを やぶりて 「かみ」を ほづかしむるか 廿四よし 聖書にい
 二十八 く 「かみ」のなほ なんぢらのゆゑをもて 異族民のうちに けがされたりと 廿五なんぢ かの
 二十九 おきてを まもらば 割禮は 實に 益あり しかれども おきてを やぶらば その 割禮は
 三十 無割禮となる 廿六されば 無割禮のもの おきての 命するところを まもらば 今の無割禮は
 三十一 割禮と ひさしく せられざらむや 廿七かつ 無割禮のもの おきてを ふみおこなふとを
 三十二 うとせば このもの かへつて 饑文と割禮とをもちて おきてををかす なんぢらな 審判せ
 三十三 ざるべきか 廿八そは 外見上のユダヤびさは ユダヤびさに あらず また ^目めにみゆる 肉の

廿九 割禮は 割禮にあらす 廿九たゞ 内心より ユダヤびとたるものは ユダヤびとなり しかして
 割禮とは こゝろの割禮にして 精神のうちに ありて 儀文のうちに あらす かゝるものゝ
 ほまれは ひさよりにあらすして 「かみ」より きたるなり。
 第三章 一されば ユダヤびとたるは なにの利益 あるにや すなはち 割禮の利はなにこそ
 二 あるか 二そは 萬事につきて 益 おほし まづ 「かみ」のみこそばは かれらに ゆだ
 三 れられたり 三しかりさいへども 信なきもの ありしが そは いかにも されど 信なきもの
 四 ありしとて 「かみ」の信なること きゆべきか 四たしかにしからず ひさを みな いつはり
 五 となすとも 「かみ」は まことなりき せよ 聖書にもいはく 「なんぢ」は みことばにおいて
 六 義と せられ 審判のひに ちを えたまはむと 五しかれども われらの 不義 かへつて
 七 「かみ」の義を あらはずと せば つぎに なにさかいはん 罰をもて むくひたまふ 「かみ」
 八 は 不義なりき いはむか (さ)は われ ひさとして いふのみ)六たしかにしからず しか
 九 りさせば かみ いかにして このよを さばきたまふべき 七しかれども かくいふものあり
 十 わがいつはり かへつて 「かみ」のまことなるを あらはし その 榮光を そへたてまつるこ
 十一 せば なほ つみびととして 審判せらるゝは なんぞや 八かつまた 善のきたり うるため
 十二 に われら 九ふ 惡を なさんこ いはざるの 理 あらむや——と われらいへりさ あや
 十三 まりつたへられ また われら かく論ずと いひはる もの あれども——かゝることを い
 十四 ふものゝ 永遠の刑罰に あづかるべきは 當然なり 九さればいかん われらは かれらより
 十五 まされるか いな しからず ユダヤびとも 異族のためも みな つみのしもにありきは わ
 十六 れら すでに いたしましたるところなり 十かつ 聖書にもいはく 義人なし いなひさりも

十一 なし 十一とざるもの ひさりもなし 「かみ」をたづぬるもの ひさりも なし 十二かれら
 十二 みな みちのそきを ゆき あひあつまれば あひ益せず 善をなすもの ひさりも なし
 十三 十三そののんごは おほはれざる はか なり そのしたをもて いつほりをいひきたれり そ
 十四 のくちびるのしたには まむしの毒あり 十四そのくちは のろひと毒言にて みつ 十五その
 十五 あしは ちをながさんために はしる 十六破滅厄難は そのみちに よこたはる 十七しかして
 十六 かれらは いまだ 平安にすむみちを しらす 十八そのめのまへに 「かみ」をおそるゝの念
 十七 なしと 十九それ われらは しる おきてのつぐるころは すべて そのしもにあるものに
 十八 つぐるなり されば すべてのかちには つぐみ 世は 「かみ」の審判をかうむらむ 二十そは
 十九 「かみ」の おきての命する おこなひによりて さばきたまはむ たとしと みたまふべき 肉
 二十 體は あらざるべし ひと おきてによりて つみを ささればなり 廿一しかれども いまや
 廿一 「かみ」の 正義にましますは おきてのほかに ありても あきらかなり おきても 豫言者
 廿二 も これを證す 廿三しかり 「かみ」の 正義にましますは いまや イエス、キリストを信す
 廿三 る 信仰によりて 信するすべてのものに (こゝには 差別あること なし そは みな す
 廿四 でに つみををかし かつ かみの榮光をうくるに たらざればなり) あらはれ かつ そのう
 廿五 へに のぞむ 廿四これ 「かみ」 いくしみな たれて キリスト、イエスのうちにある あ
 廿五 がなひによりて 信するものを まつたく 義なりと なしたまひしによる 廿五「かみ」は イ
 廿六 エスを たてゝ その「ち」を信するものゝ あがなひのいけにへさ なしたまへり これ「かみ」
 廿六 たへしのびて 既往のつみを 宥免したまふに つきても その たゞしくましますことを あ
 廿六 きらかに なしたまはむとてなり 廿六われもふに いまこのときにおいて 「かみ」 そのた

七 六 五 四 三 二 一 卅一 三十 廿九 廿八 廿七
 だしくましますことを あきらかに なしたまふは けだし その たゞしくましますことを
 たもちえて かつまた イエスを信するものを たゞしきものと なしたまはむ ためなり
 廿七しかれば ほころべきもの いづこにある どりさられて いまやなし なにのあきてに
 よりてか いさなのあきてによりてか いな 信仰の あきてに よるのみ 廿八ゆゑに われら
 ころに 結論す ひさは かのあきてに かなふおこなひに よらず 信仰によりて たゞしき
 廿九せらるる 卅九しからずせば 「かみ」は ユダヤびとのみの 「かみ」たるか それ 獨一の「か
 三十み」にてましますせば また 異族民の「かみ」ならずや しかりまた 異族民の「かみ」なり 三〇
 されば 割禮あるものを 信仰によりて 義とし また 割禮なきものを 信仰するのゆゑをも
 卅一 つて 義となしたまふ 卅一しかれば われら 信仰をもて かのあきてを すたらしめんか
 いな われらは かの あきてを たつるものなり。
第四章 一しかれば 肉によれば われらの先祖たる アブラハムは なにをえたりと いふべ
 二きぞ 二もし アブラハム いさをに よりて 義とみ定められたらむには かれ そこばくの
 三 ほまれを えたらむも これ 「かみ」のまへに えたるにあらず 三そは 聖書はなににいへる
 四 か いはく アブラハム かみを 信じたり その信仰 義とみ定められたりと 四それ いさ
 五 をころるがくるものは めぐみとして むくいを みす ざるべき もの として これを
 五 五しかれども いさをころるせす たゞ 「かみ」を「かみ」せざりしものをも 義な
 六 るものと なしたまふ 「かみ」のうへに その 信をおくものあらば その信仰か 「かみ」は
 七 義と み定めたまふなり 六ダビデもまた いさをにちらすして 「かみ」の義とみ定めたまへる
 ひさの いかんさいはひなるかを さきあかして いへらく 七さいはひなるかな かのひさ

八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七
 その不義は 免ぜられ その罪過は あははる 八さいはひなる かな かのひさ 主は これ
 九 を つみありさ なしたまふことあらじと 九されば この さいはひの 境涯をうくるは 割
 十 禮あるものか はた 割禮なきにもおよぶか それ アブラハムは その信仰 義とみ定められ
 十一 たりと われら いへり 十さて いかなるばあひに かのこさく み定められたるなりや
 十一 その 割禮の のちか はた まへか のちにあらず まへなり 十一かれは 割禮てふ しる
 十二 しな いまだ割禮をうけざりしときの 信仰の 義にかなひたるの 封印として うけしなり
 十二 これ 割禮の式をこそうけれ すでに 「かみ」を 信する すべてのもつちとて 義と
 十三 み定めらるることを かれらにもおなじく えさせむがためなり 十二しかうして かれた 割
 十三 禮をうけたるうへは 割禮をうけ かつ われらのちと アブラハムの あゆみにしたがひて
 十四 そのいまだ 割禮をうけざりしときの 信仰のみちを ふみゆくものちと ちとたり 十三それ
 十四 このよの 相續者たるべしとの約束の アブラハムに また その子孫に たまはりたるは こ
 十五 れ おきてのために あらず たゞ 義とみ定められたる 信仰によりてなり 十四そは もし
 十五 おきてにたよるもの 相續者たらば 信仰は益なく 約束はむなし 十五おきては 罰をきたす
 十六 のみ されど おきてなきころには をかすことあらざるなり 十六このゆゑに 義とみ定め
 十六 らるるこさは 信仰による しかうして これ 「かみ」の めぐみなり されば かの約束は
 十七 すべて アブラハムの 子孫 すなはち おきてをもつもの ならびに われらすべてのちとな
 十七 る アブラハムの信仰をもつもの のために 成就するにいたるべし 十七聖書にいはく、われ
 ちとを おほくの くにたみのちとと なせりと かのこさく かれは その信じたる「か
 ちとを 死したるをいかし いまだあらぬものを すでにあるかのこさく のたまふ

十八 「かみ」のまへにおいて われらをすべてのものゝ ちふたり 十八のぞみえられぬに のぞみをも
 て信じて なんぢの子孫は かくのこさく なるべしと のたまひし約束に したがひて おの
 十九 れ おほくのくにたみのちふさ なりえんとの のぞみをいだき 十九また 信仰のちから お
 さろへざりしゆゑに すでに 百歳におよび その身體まさに 活力をうしなへるをも また
 二十 サラの はらまぬをすら おもはず 二十不信をもて 「かみ」のたてたまひし 約束のまへに よ
 るめくこさなく 「かみ」に 榮光を歸して けなげに 信仰のうちになち 廿一約束したまひし
 廿二 ことは そのみちから またよく これを 成就したまふべきを 十分に 會得せり 廿二され
 廿三 ばこそ かの信仰は 義とみせられたるなれ 廿三さて かゝるこさの しるされたるは
 廿四 かれたため のみにあらず 廿四また われらのためなり すなはち われらの主、イエスを
 死ねるよりおこしたまひたる 「かみ」を 信ぜば われらの信仰も おなじく 義と みせめら
 廿五 るべし 廿五主、イエスのわたされしは 實に われらの さからひによる その ふたふび
 あげられしは われらをして 義なるものと みせめられしめむ ためにて ありしなり。
 一 第五章 「このゆゑに 信仰によりて 義なるものと みせめられたれば われら わが主イエ
 二 ス、キリストによりて 「かみ」さきにも ぬるこさをえて 平安あり 二主によればこそ われ
 三 らは 信仰をもてちかづきて めぐみのうちにいり いま このたちばに たつなれ されば
 四 「かみ」の榮光を おもひて のぞみをもて よろこびたのしむ三のみならず また 艱難のうち
 五 に ありても これを 光榮とす そは 艱難は 忍耐を生じ 忍耐は 練達を生じ 練達は
 六 希望を生じ 希望は ばづるこさからしむるを すればなり これ われらに あたへられた
 る 聖靈によりて 「かみ」の愛 こゝろにそゞぐによる 六さきに われらちからなきものなり

し さき さきいたりて キリスト 「かみ」をうやまはざる ものごのため 死に給ひき
 七 それ 義人のために 死なむとするは まれなり 仁者のためには 死をいさはざるもの ある
 八 ひは あらむ 八されども 「かみ」は われらの なほ つみの人 なりしときに キリストを
 して われらにかはりて 死につかひしめ これによりて われらにもちたまふ愛を あらはした
 九 まふ 九まして いまは キリストの「ち」のために 義なるものと みせめられたれば キリス
 十 トによりて われら みいかりよりすくはるべきなり 十そは 讐敵たりしときに 「おんこ」の
 死したまひたるがために 「かみ」さき ^{御子} やはらぐこさを えたるをもへば まして すでに や
 十一 はらぎをえたる いま 「おんこ」の ^生 いたたまふがために われらのすくはるべきは あきらか
 なり 十一かつ たゞ のちにすくはるべしと のみならず また いま われらの 主イエス、
 キリストによりて 「かみ」を念じて よろこびたのしむ いま すでに 「かれ」によりて やは
 十二 らぎをえられたればなり 十二けだし 一人よりして つみ このよに いりきたり また つみよ
 十三 りして 死も いりきたれり かくて 死は あらゆるひさのうへに かゝれり ひさ みな
 十四 つみを おこなひたればなり 十三おもふに かのおきていまだあらざりしときも つみは こ
 のよに ありしが おきてあらぬために さがめられざりしなり 十四しかもなほ アダムより
 十五 モウセにいたるまで 實に アダムのをかしたるこさき つみなかりしものうへにも 死は
 その權威を ふるへり しかして このアダムは のちより きたりたまふ ひさりの「おんこ
 十五 た」の すがたをしのばしむ 十五しかれども アダムのさからひさ 「かみ」のめぐみのたまも
 のさは そのおもむき こさなれり すなはち 一人のつみよりして おほくのもの、死したる
 に これにもまさりて 「かみ」の あはれみさ めぐみのたまものさは ひさりのひさなる イ

十六 エス、キリストとあらはれて おほくのものに ゆたかにおよべり 十六このたまものは つみ
 をかし、一人より きたりしものと そのおもむきをここにせり この一人よりきたりし 審
 判は 責罰にあはしむるもの なりしといへども かのたまものは おほくのさからひのために
 きたりしに なほ われらをして 義なるものとみせらるるに いたらせたまへり 十七そはか
 く 一人のさからひよりして その 一人のために 死が 權威をもちたるを おもへば ゆた
 かに 「かみ」のあはれみ および そのたまもの すなはち 義とせらるることを えたるもの
 イエス、キリスト なる 一人のゆゑによりて いのちをうけて 權威あるものとなるは さら
 十八 に しかるべきことなり 十八このゆゑに ひさつのつみのために 審判は すべてのひさつに
 よび みな 責罰にいたるべかりしに 實にこれをおなじく ひさつの 義なるおこなひのため
 に をしみなきたまものは すべてのものにおよびて みな いのちをうるにかなふ 義なるも
 十九 のたるをうるに いたれり 十九そは一人のさからひしたために おほくのもの つみびさすせられ
 し こそく また 一人のまつるひしたために おほくのもの 義なるものと せらるべければな
 二十 り 二十それ おきてのいりきたりしは つみのおほいならむ ためなりき しかるに つみの
 二十一 おほいなりし ところには あはれみ さらに ひろかりき 廿一これ つみが さきに 死に
 いたらしむる 權威を もちたるこそく また めぐみが われらの主 イエス、キリストによ
 りて まづ 義なるものとし つひには 永遠のいのちに いたらしむる 權威を もつにいた
 らむ ためなりしなり。

第六章 一しかれば われら なんといはんか あはれみの いやまさん ためきて ひきつ
 二 き 罪惡のうちに ぬるべきか 二たしかにしからず 罪惡につきては すでに 死れるものたる

三 に なほ そのうちにありて いくるをうるの理あらむや 三われらのうち 洗禮をうけて イ
 エス、キリストと つかなりたるもの おほし その洗禮をうけたるは イエスこそくもに その
 四 死にいらんがためなりしを なんぢら しうざるか 四われらは みな かゝる洗禮をうけて
 「かれ」こそくもに ほうむられて 死のうちに おかれたるものなり されば キリストの 天父
 五 の 榮光によりて 死れるものうちより おこされたまひしこそく われらもおなじく あら
 たなる いのちのみちを あゆむをうべし 五われら 「かれ」の 死のすがたにて ともにつら
 なるを えたるものなれば また 「かれ」の よみがへりのすがたにて ともにつらなるを う
 六 べし 六かつ これをしるべし われらの ふるきひさは つみのからだの ほるびさりて も
 七 はや われらが つみに つかふるこそく なからむために まさに 「かれ」こそくもに 十字架に
 七 つけられて あるを 七それ すでに つみのまへに 死にてあれば すなはち つみのてより
 八 はなれたるものなり 八さて われら キリストこそくもに 死にたるものなれば また 「かれ」
 九 こそくもに いくべきことを 信す 九また キリスト 死ぬるものうちより おきたまひた
 十 れば ふたたび 死にたまふこそく なきを する 死は もはや そのうへに 權威をもたざる
 十 なり 十そは 「かれ」の死は つみにむかひての 死にして たゞひさたび すべてのものため
 十一 に 死にたまへり しかれども その いま いくておはすは 「かみ」のために いくておはす
 十一 なり 十一されば おなじく なんぢらも つみにむかひては 實に そのみを なきものとし
 「かみ」にむかひては われらの主 イエス、キリストによりて いきながらふるものこそく おもふ
 十二 べし 十二ゆゑに つみをして なんぢの 死ぬべきからだに 權威を にぎらすと なかれ しか
 十三 らずば なんぢ これに服従して 肉體の慾に おちいるこそくあらむ 十三また なんぢの 肢體

一 つみにあたへて 不義の用に 供すること なかれ ひきたびは 死にしみの いまいくろ
 二 さ ころろえて 「かみ」に そのみを ゆだねよ また その肢體を 正義のうつはさして た
 三 てまつるべし 十四なんぢ すでに おきてのしにも おずして めぐみのしにも ぬる つみは
 四 なんぢのうへに ちからをふるふことを えざるべし 十五さらば いかん おきてのしにも
 五 ぬすして めぐみのしにも おればさて われら 罪惡を おこなはんさ するか きはめてし
 六 からず 十六しらすや あまんじて 婢僕として つかへなば およそ 主として つかふるも
 七 のよ 婢僕たることを すなはち つみにつかふれば 死にいたり たゞしきにつかふれば 義
 八 にいたる 十七われ 「かみ」に感謝す なんぢら かつて つみの婢僕たりしが さづけられた
 九 る をしへに ころろより したがひ 十八これによりて つみのてよりはなされて 正義につ
 十 かふるものさ なりしことを 十九なんぢらに 肉體のよわみあり ゆゑに われ ひさのさま
 十一 にならひて かつた なんぢら かつて その肢體を 不潔のしもべさし 不義に 不義をかさ
 十二 ねたり されば いま その肢體を 正義のしもべさせよ さらば すすみて きよきにいたら
 十三 む 二十なんぢら なほ つみにつかへしとき 正義のなほめを しらざりき 廿二そのころ
 十四 なんぢらの いま はづる ころろを おこなひて なのに 果實をえたりしが そのをばり
 十五 は 死のみ 廿三しかれども いまや つみのてをはなれて 「かみ」につかふるものさ なりた
 十六 れば その むすぶべき 果實は きよき 徳にして そのをばりは 永遠のいのちなり 廿三
 十七 つみのあたふる むくひは 死なり しかれども 「かみ」の たまふものは われらの主イエス、
 十八 キリストによれる永遠のいのちなり。
 第十九 第七章 一兄弟よ(われ)かの おきてをされるものに いふ)おきてが ひさのうへに 權威

一 をふるふは たゞ そのひさの いくろあひだ のみなることを しらすや 二それ をつきを
 二 もつ 婦人は かのおきてによりて そのをつきの いくろあひだ そのひさのつまたる 義務
 三 あり しかれども そのをつき 世をさりなば そのつきは をつきにしたがはする おきてのな
 四 はめを まぬかる 三ゆゑに そのをつき よにあるに 他の男子に さつがば その 婦人は
 五 姦婦なりと いはるべきも そのをつき よになくば そのつまたりし婦人は おきてをはなれ
 六 て 自由となりし ほかの男子にとつぐさも 不義さは いはれず 四ゆゑに わが兄弟よ
 七 なんぢら キリストの身體によりて おきてにむかひては すでに よになきものさ なりたる
 八 は これ なんぢらが 他のひさ すなはち 實に 死にたるものうちより おこされたまひし
 九 「そのかた」に めさらるべく しかして われらみな「かみ」の まへにありて 果實をむすぶこ
 十 さ あらむためなり 五われら むかし 肉慾のうちに ありしとき おきてよりおこりし 罪
 十一 惡の おもひは わが肢體のうちに はたらきて 死にいたるべき果實を むすばせたりき 六
 十二 しかれども われらは さらへぬたるおきてのまへには すでに 死したるがために いまや
 十三 そのてより すぐひいだされたるものなり このゆゑに われらは 靈によれる あたらしきを
 十四 つけて つかへたてまつるべく 儀文の ふるきは これを すつべきなり 七されば われら
 十五 なんざかいふ かのおきては すなはち 罪惡なるか たしかにしからず いな それによらず
 十六 ば われ 罪惡なるものを しらざりしなり おきてに なんぢ 慾にしたがふとなかれさ
 十七 あらざりせば われ 慾の なんものたるを しらざりしなり 八しかれども 罪惡は かのい
 十八 ましめによりて 機會をえて わがうちに はたらきて あらゆる慾を おこせり かつて お
 十九 きてをもたざりしとき 罪惡は かへつて 死にてありき 九そは われ かつて ひきたび

十 かのあきてをもたずして 元氣よかりしとき ありしが あきてのきたりしとき 罪悪はいきかへ
 十一 リしかして われは死ねりき 十がつ かのいましめは いがしめんさて のたまはせられた
 十二 りしものなるに われは これを 死にいたらすものささかりたり 十一これ 罪悪は かの
 のいましめによりて 機會をえて われをあざむき かつ いましめをもて われを ころした
 十三 ればなり 十二ころにいて して かのあきては きよく しかして かのいましめは 聖に
 十四 して たゞしく かつ善なることを 十三されば 善なるそのもの われには 死となりしなる
 十五 か たしかにしからず たゞ これ 罪悪 わがうちにぬて かの善なるものうために 活動し
 十六 て われを死にいたらしめ その罪悪たることの あらわれむがため また いましめによりて
 十七 罪悪のことに 罪悪たるに いたらむためなりしなり 十四それ かのあきての 霊のものたる
 十八 を われら みなしる しかれども われは 肉につけるもの うられて 罪悪のしもに あ
 十九 り 十五されば わがなすころ われ これをよしとせず たゞ わがにくむころ われ
 二十 これをなす 十六われ わがほつせざるころを なすとき かのあきてに てらしみて その
 二十一 よきあこひなるを おぼゆ 十七さて しかれば かるることを なすは もはや われにあ
 二十二 らずして わがうちにすまふ 悪念なり 十八われわがうちに すなはち わが肉のうちには
 二十三 よきものひさつも ぬざるをしる おもふちからは つねに われさうもにあり されども 善
 二十四 なることを なしとぐる てだては われこれをえず 十九それは わがほつする 善なること
 二十五 われこれをなすす たゞ わがほつせざる 不善なること われこれをなすなり 二十されば
 二十六 わがほつせざることを なすな おもへば これをなすものは もはや われにあらずして わ
 二十七 がうちにぬる 悪念なり 廿二ころにいて われ ひさつ法の則をえたり すなはち われ善

廿二 をほつするとき 不善つねに われにさもなふ さいふこと これなり 廿二それは われ わが
 廿三 うちにぬるひさに ききて 「かみ」よりいでたる かのあきてを よるこぶ 廿三しかれども
 廿四 わがからだにやぶる ほかのあきてありて わがころにぬるあきてを つねに あひたふかひ
 廿五 われをひきぬて わがからだにやぶる 悪念より いづるあきての さりこたらしむるを みる
 廿六 廿四あつ憫然なるかな このみ この死のからだより われをすくはんものは たれぞや 廿五わ
 廿七 れ「かみ」に感謝す すくひは 主イエス、キリストによりて きたれり されば ころにては
 廿八 われみづから 「かみ」のあきてに つかへまつる されど わが肉は 悪念のあきての しもに
 廿九 あり。
 第八章 一ゆゑに いま キリスト、イエスのうちにぬるものは 貴賤なし かれらは 肉にし
 三十 たがはず 靈にしたがひて あゆむ 二それは キリスト、イエスの うちにやぶれる いのちの
 三十一 霊のあきては 罪悪と死との あきてのしもより このみを のがれしめたればなり 三十一のあ
 三十二 きては 肉のために ちからよくして そのはたらきをなすこと あたはざりき ゆゑに「か
 三十三 み」は その「こ」をして 罪悪ある肉の すがたを かうむらしめ しかして 罪悪のために
 三十四 このよにくだしたまひて 肉のうちにやぶれる 悪念を せめたまへり 三十四これ かのあきての
 三十五 命する正義が 肉にしたがはずして 靈にしたがひてあゆむ われらのみにて ふみおこなはる
 三十六 ることを えむためなりしなり 五それは 肉にしたがふものは 肉につけることを おもへども
 三十七 靈にしたがふものは 靈につけることを おもへばなり 六肉におもひをほしらすは すなはちこ
 三十八 れ死なり されど 靈におもひをほするは すなはちこれ いのちと平安となり 七それは 肉に
 三十九 つけるおもひは 「かみ」のあきてに したがはず また實にしたがふべくも あらざれば 「か

八 「み」には さからふ敵なればなり 八ゆゑに 肉にすむものは 「かみ」を よるこぼすことあたはず 九 しかしかれども なんぢらのうちに 「かみ」の靈すみたまはゞ すでに 肉のうちにゐるにあらず 靈のうちにすむもの なり もし ひま キリストの靈をもたずば キリストのやからに あらず 十 キリストなんぢらのうちにゐたまはゞ からだは 罪惡のために ほろびたるもの なれども なんぢらを義なるものとして うけたまふがゆゑに 聖靈は いのちさ なりたまはむ 十一 かつ イエスを 死れるものより 死ねば 聖靈は 聖靈は いのちさ なりたまはみたまはゞ 死れるものより キリストを おこしたまひたる「そのかた」は また なんぢらのうちに すまはせたまふ その靈をもて 死ねべき なんぢらのからだに いのちを あたへたまふべし 十二 ゆゑに 兄弟よ われらは 肉にむかひて 肉にしたがふの生涯をさるの義務あるにあらず 十三 もし なんぢら 肉にしたがふの生涯をさらば なんぢら 死ねべし 十四 靈のちからによりて 體の慾を降服せしむれば いくべし 十五 「かみ」の靈に みちびかるるものは すなはちこれ 「かみ」のこなり 十六 なんぢらは ふたごび なんぢらなはめのしにもよく靈 すなはち おそれしむる靈を うけたるにあらず なんぢらの うけたるはこゝとしてやしなひたまふ靈にして これによりて われらは アツバすなはち 「ちよ」よきよびうるものなればなり 十七 聖靈みづからも また われらの靈さるるに われらの 「かみ」のこたるを あかしす 十八 それ こなれば また よつぎなり 「かみ」のよつぎなり しかして キリストさるるに ゆづりなうくべきものなり ゆゑに われら 「かみ」さるるに 辛苦せば また おなじくさるるに 榮光をえん 十九 われらおふに いまのさきの もろくの辛苦は われらのうちに あらはれきたるべき 榮光に くらぶべくもあらず 二十 萬物は いまかいまか

二十 熱心に 「かみ」のこらの あらはれんことを までり 二十そは 萬物 空なるべきものさせられたるによる これ みづから このみてしかるに あらず かくのごきくならしめたまひたればなり 廿一 されど 萬物も また 腐敗にいたらする なはめより さきはなされて 「かみ」のこらの 榮光ある自由のうちに いれらるべき のぞみなきに あらず 廿二 それ われらのしる如く 萬物はみな 苦痛のうちに ありて うめきなやみて いまにいたれり 廿三 ひさり かれらのみならず 聖靈のむすべる はつのみりをもつ われらも また しかりわれら 實に こころひそかに うめきなやみて 「かみ」の養子たること すなはち われらの體の あがなはれむことを まつ 廿四 このぞみによりてこそ われらは すくはれたるなれしかれども めまさにみる のぞみは これ のぞみにあらず ひま すでにみは なんのゆゑに これを なほ のぞまんや 廿五 しかれども われら その みざるこころを えむことのぞまんか すなはち 忍耐して これをえむべきの きたるを またんのみ 廿六 聖靈もまたおなじく われらのよわきをしりて ちからをそへたまふ われらの なにをもさめむことのべきかを しらざるにあたりて 聖靈は こゝろにいひあらはしがたきなきをもて われらのために さりなしたまふ 廿七 しかして もろびさの こころのうちをも さぐりたまふ 「そのかた」は 聖靈の おもひをも しりたまふ 聖靈は 「かみ」の みこころに したがひて 聖徒のために さりなしたまへばなり 廿八 ゆゑに われらしる すべてのものごきは いま「かみ」のみこころのまゝに めされたるものに 益をなすことを 廿九 けだし 「かみ」のはじめよりして えらみおきたまひし やからは 「かみ」また はじめより これを わかちて その「おんこ」のさまに なるをうるものさ さだめたまへり これ 「おんこ」をして うひこさ

三十 して おほくの兄弟に かしづかれしめたまはんとためなり 三十さてかく くだめられしやからは 「かみ」また これを めしたまへり めされしやからは これを 正義のものとして うけいれたまひしやからは これを 榮光に みらびきたまへり 卅一しかれば われら これらのことについて なんさいはんが 「かみ」われらの かつたにぬたまはや たれが よく われらに さからふことをえむ 卅二おのれのこをも さめあかずして われらすべてのひさのために ひさのてにわたしたまひたりし 「かみ」は いひで おんこさうもに あらゆるものを 自由に われらに あたへたまはざると あらむや 卅三「かみ」の えらみたまひたるものに せめを さほむ ものはたれぞや 「かみ」のみ して「かみ」は義なるものさ なしたまふ 卅四さればつみありさ さだむるものは たれぞや キリスト、イエス すでに われらのために 死にたまひ いな むしろ ふたふび のほりて たかきにぬまし 實に「かみ」の みぎにいまして また われらの ために さりなしをなしぬたまふ 卅五このキリストの愛より われらな はなさむものは たれぞや 憂苦が 艱難が 迫害が 飢餓が 窮乏が 危険が はたまた つるぎが 卅六われら ひねもす なんぢの ために 死にわたされ ほふられんとする ひつじのごさく せられたりさは 聖書のしるせる さころなり 卅七しかりさいへども およそ これらのうちにありても われらなを愛したまふ 「かれ」によりて われらは 勝利者にも まされり 卅八ぞは 死も 生も 天のつかひも 王公も 權力も 目前のものも 將來のことも 卅九たかきものも ふかきものも つくられしなにもものも われらの主キリスト、イエスにやされる 「かみ」の愛より われらな はなしうること おたはじさ われ ころるに みまむればなり。

一 第九章 一われ キリストにぬて 實をいふ われ 虚言せず わが 良心 また 聖靈さうもにありて これをあかしす 二われいふ われわがころるに おほいなる憂慮さ たえまなき 悲歎さを いたく 三のぞみうべくば わがみの わが同族のために すなはち 肉にちなめる わが同族のために のろはれて キリストより はなさるることな なほよしさ おもふ 四その同族さは イスラエルびさなり よつぎさせられ 榮光 をあたへられ 契約をむすばれ かのきてをさづけられ「かみ」につかふるをゆるされ また おほくの約定をうけたる イスラエルびさなり 五諸父さよばるるもの かれらのものなり しかして 肉につきては キリストそのうちより いでたり これ 萬物のうへに いまして 永久に あがめられたまふ「かみ」なり 六 アーメン 六いふことなかれ 「かみ」のことは 無効さなりたるに にたりさ けだし イスラエルよりいでたるもの これみな イスラエル なるにはあらず 七また アブラハムの たね なければさて くれら みな その 子孫なるにはあらず なんぢのたねさ よばるべきものは イサクのみでありさ いひあかれたり 八これ すなはち 肉によれる 子孫は 「かみ」の子孫に あらず たゞ 約束によれる子孫こそ そのたねさして かぞへらるるなれ 九意なるのみ 九そは このころにいたらば われきたらむ サラ男子をもつべし これ 約束のこさばなり 十ひさり これにさむまらず レベヤのはらみたるさき その實に われらの 先祖イサクによりて はらみたるさき 十一「二兒のいまだうまれざるに あたりて よきもあしきも いまだおこなはざるにあたりて 選抜にかうはる 「かみ」の「みむね」は いさなの いかんによらずして めしたふまうに おこなはるべきを しめさむさて」 十二レベカは あにはおとさうさにつかふべしと つげられたり 十三ヤコブは われこれを受せり エサウは われこ

十四 ねをにくめりさ しるされたるは これなり 十四しからば われら なにさいはむ 「かみ」に
 十五 不義ありや たしかにしからず 十五モウセにつげたまふことばにいはいく われ わが あは
 十六 れまんさほつするものを あはれみ わが めぐまんさほつするものを めぐまむさほつす
 十七 のにも よらず たゞ これをしめしたまふ 「かみ」によるなり 十七ゆゑに 聖書は パロに
 十八 かたりていはいく われ なんぢをたてたるは わがちからを なんぢのみに おいて あらほし
 十九 また わが^名を 全地 いたるさころに 宣揚せしめむとの 實に このおもひより いてたる
 二十 なりさ 十八ゆゑに 「かみ」は あはれまんさ おもひたまふものには あはれみを たれた
 二十一 まひ また みこころのまゝに 頑固ならしめたまふなり 十九なんぢ われに いはんとすらむ
 二十二 かつても なほ 「かみ」がさがめたまふは なにゆゑぞや かくのごさくば たれか 神意にも
 二十三 ざれるものさ ならむやさ 二十しかれども しかいふことなかれ ア、ひさよ 「かみ」にむか
 二十四 ひて ことばをかへすさは なんぢ そも なんぢものぞや つくられたるもの つくりしものに
 二十五 むかひて なんぢ なにゆゑに このごさくに つくりたるかさ いふべけむや 廿二それ 陶
 二十六 工は 同一の土塊よりして ひさつは 尊敬をうくべきうつはを つくり また 他のひさつを
 二十七 汚辱をかうむるべきうつはに つくるの 權力を 粘土のうへに もたざるか 廿三「かみ」また
 二十八 そのいかりを あらほし かつ そのちからを しらしめむとの おもんばかりよりして 亡滅
 二十九 にかなふ いかりのうつはを そなへこのびて これに ながきつきひのなやみを うけさせた
 三十 まふさせば それ これを なんぞかひふ 廿三また 「かみ」 いにしへより 榮光に いたら
 三十一 せんさて そなへおきたまひしめぐみのうつはに その榮光のこみを もりて これをあらほさ

三十四 んごしたまふさせば また それ いかゞ 廿四このうつはは 實に われらにして かみのしめ
 三十五 したまひたるもの ユダヤびさの うちなるさ そさなるさの わかちなし 廿五おなじく
 三十六 ホセアのふみに かたりたまふ われ わがたみ ならざりしものをも わがたみさ よばむ
 三十七 かつ 愛せざりしものを 愛するものさ よばむさ 廿六また かたりたまふ さききたらば
 三十八 かくならむ 「なむぢ わがたみに あらず」さ いはれたる地において 「かれらいくるかみの
 三十九 こなり」さ いはるゝにいたるべしさ 廿七イザヤまた イスラエルにつきて まけびていへり
 四十 イスラエルの子孫 そのかず うみのまさこのごさく おびたしくさも すくはるべきものは
 四十一 いさゝかに ささまるさ 廿八そは 「かみ」は 全地のうへに 處分をおこなひたまふべ
 四十二 れを むすびたまふべければなり 主なる 「かみ」は 全地のうへに 處分をおこなひたまふべ
 四十三 ければなり 廿九かつまた むかしイザヤのいへることあり 萬軍の主 もし われらに たれ
 四十四 を のこさとりせば われら ソドムのごさく また ゴモラさ ひさしかりしならむにさ
 四十五 三十しかれば われら なんぞいふべき 正義をおひもさめざりし 異族のためは 正義に
 四十六 達せり この義は 信仰より きたるものなり 卅一しかるに 正義のおきてを おひもさめた
 四十七 る イスラエルは いまだ これにおひしかざるなり 卅二なんのためぞ かれら 信仰により
 四十八 て これをおひもさむるを せず いはい おきてをふみたる いさをによりて もさめたれば
 四十九 こそ つまづきのいしに つまづきたるなれ 卅三聖書にいへることし いはいく みよ われ
 五十 つまづきのいし また さからひのいはを シオンにあく およそ かれを みて信ずるものは
 五十一 はづることあらじさ。

第十章 一兄弟よ イスラエルのために われが こころにねがひ かつ いのろさころは か

二 これらの すぐひを えむこと なり 二かれらが「かみ」につきて 熱心をもつは わが證する
 三 ところなり たとし そのなすところ さりにしたがはず 三そは かれらは「かみ」の正義
 のなたるを しらす しかして おのが 正義とする ところを たてむとして さまよひ
 四 いまだ おのれをかためて 「かみ」の義に服従するに いたらざるなり 四けだし キリストは
 五 おきてのをはりにして およそ これを信するものに 義を あたふるものなり 五モウセが
 つていへり かの ことどもを おこなふものは そのいさをによりて いくべしと これ
 六 きてよりいづる義を さきたるのみ 六しかるに その 信仰による義よりして いへるは こ
 れなり なむちのころのうちに たれそのぼりて 天にゆくべき「これキリストを たづさへ
 七 かへらむために」さいふことなかれ 七また たれぞ くだりて ふかみに ゆくべき「これ
 八 キリストを その 死れるさまより たづさへ かへらむために」さいふことなかれと 八さ
 九 らに なんさいへるか いはく みことばよく ちかく なんちのかたはらに あり 實に なん
 十 ちの うちにあり また なんちの ころろに ありと これ すなはち 信仰のみちを さし
 十一 たるものにして われらの のべつたふるころ 九すなはち もし なんち イエスを主なり
 十二 さくちをもて 告白し また 「かみ」「かれ」を 死のさまより あげたまへりと ころろに
 十三 信せば すぐはるべきを いへるのみ 十かくいへるは ひさは ころろをもて信じて 義させ
 十一 られ うちをもて 告白して すぐひにいたる ものなればなり 十二みことばにいはいく およそ
 「かれ」を信するものは はづること 十三そは ユダヤびと たるさ キリシヤびとた
 十三 るさに 差別なく すべてのうへに ますます 同一の主は およそ よびまつる ものに こ
 ころろく ゆたかに めぐみをたまへばなり 十三ゆゑに たれたるをさばす 主のなをよび

十四 まつるものは すぐはるべし 十四しかりせば ひさ いがで そのいまだ信せざるものとなを
 十五 よぶことあらむや また いがで いまだきかざるものを 信することあらむや また なしへ
 十六 を のぶるもの ならずば いがで きくもあらむや 十五また つかはさるるにあらすば いが
 十七 でのべつたふることあらむや ゆゑに みことばにいへり 平安の福音をのべ 善事の好信を
 十八 つたふるもの あしは あら いかに うるはしきよと 十六福音は のべられたれども かれ
 十九 ら ころろくしたがひしにはあらず イザヤをして 主よ われらのしらせを 信したるもの
 二十 は たれぞやと いはしめたりき 十七かくのころろく 信仰は きくによつてきたる しかして
 二十一 きくは キリストのことばによる 十八しかれども われいふ かれらは いまだかつて きかざ
 二十二 りしか きくたり げにや そのひまき すでに 全地にあまれく そのみことばは すでに
 二十三 世界のはてに達せり 十九しかれども われいふ イスラエルは しらざりしか まづ モウセの
 二十四 いふをきけ きれいはく われ わがたみならぬものを もちぬて なんぢを 激して れたま
 二十五 せむ われ 愚させられたる國民を もちぬて なんぢを いからせむと 二十しかるに イザ
 二十六 ヤは はとからずして かくいへり われをたづねざるものは われにあひ われをさひあはせ
 二十七 ざるものは われをあきらかにしれりと 廿一しかして イスラエルにつきては かれ いへり
 二十八 われ不順不遜なるために むかひて ひれもす てをのべたりと。
 二十九 第十一章 一されば われいふ 「かみ」は そのたみを ながすてたまひしか たしかにしか
 三十 ら ず そは われまた 一人の イスラエルにして アブラハムの裔にして ベニヤミン族のもの
 三十一 なければなり 二「かみ」は そのたみを すでにしりていませば これを ながすてたまひしと
 三十二 ならず なんぢ エリヤのまきにおいて 聖書がいふころろを しらざりしか かれ イスラエ

三 ルのこゝを「かみ」にうつたへて いひけるは 三主よ かれらは なんぢの おほくの 豫言
 者をころし かつ なんぢの祭壇を ほりたほせり しかして われ いま たゞひさりの
 これるに かれら わがいのちを もとむさ いへり 四しかるに「かみ」のこたへは いか
 いふや いはく われ わがために 七千人を さりおけり これ そのひざを パアルの像に
 かゝめしこゝなき ものなりと 五實に そのこゝく いまも めぐみによりて えらばれて
 のこれる ものあるなり 六すでに めぐみによりてさいふ されば いさをば もはや 闕す
 るこゝろに あらず しからずせば めぐみは もはや めぐみたるを えざるなり しかれ
 ども もし いさをよるせば しからば もはや(えらばるゝは)めぐみにあらず せされば
 いかん イスラエルは その つねにえむさ もとむるものを えざりしに えらばれたるもの
 は すでに これをえたり しかして ほかのものは 頑固となれり 八これ しるされたるこ
 ざばのごとし いはく「かみ」は かれらに れむりの 靈さ みざるめさ きかざるみさな
 あたへたまへり 今日にいたるも なほしかりさ 九ダビデいへり 盛宴は かれらのわなさな
 れ おさしとなれ つまづきのいしと なれ むくいとなれ 十そのめは みるをえぬほど
 くらくなれ そのそびらは つねにかゝみて あれかしさ 十一こゝろにおいて われいふ かれら
 たふるべきほどに つまづきたるこゝろ ありや たしかにしからず しかれども むしろ か
 れらの 墮落のために かれらを激して れたましめむために すくひは 異族民のうちに き
 たり 十二さて かれらの墮落は世界のさみとなり かれらの損耗は 異族民のさみさ なれり
 させば かれらの みちたらはむさき その くはふる益は いかにおほかるべきぞ 十三われい
 ま なんぢら異族のたみに かつた われ 異族民の使徒さ おのれをみる われ わが任務の

十四 おほひなるを みさむ 十四そは いかにしてか わが 骨肉なる かれらを 激して おひきそ
 はしめ これによりて その いくたりかを すくふを えむか(さおもへばなり) 十五そは か
 れらの なげやられたるこゝろ 世界のやはらぎさ なりしさせば その 受納せらるゝは そ
 も なにをきたすべきぞ 死のさまをばなれて いのちをえしむるの ほかはあらし 十六なにさ
 なれば はじめのみのり きよくば 全樹またきよく れきよくば そのえだ またきよければ
 なり 十七かつおもへ えだのそごぼく をりさられ しかして 野生の橄欖たる なんぢ かは
 りて これにつきとせられて ほかのえださうもに よき橄欖のれさ養分の めぐみを わ
 かつたれりさせよ 十八なんぢ かのえだにむかひて ほころこゝなかれ しかれども なんぢは
 こらばおもへ なんぢ れをになふに あらず れ なんぢをになふなるぞ 十九しかるに なん
 ぢいはむ かのえだの をりさられたるは われのつがれんためなりしと 二十よし 不信のゆゑ
 によりて かれらは をりさられたりき しかして なんぢいま 信仰によりてたつ こゝろを
 たかく するこゝなかれ たゞ おそれよ 廿一「かみ」は 天然のえだをも ゆるしたまはざり
 したれば またなんぢをも ゆるしたまはじと 廿二かみおそれて いましめよ 廿三みよ ゆ
 ゑに「かみ」の めぐみさきびしさを たふれしものには きびしきみゆ されど なんぢに
 むかひては めぐみなり なんぢ かはらず「かみ」のめぐみのうちにおぼ なほしからむし
 からずば なんぢもまた きりさられむのみ 廿三しかして かれらもまた なほ不信におるこゝ
 なくば ふたたび つぎとせらるべし「かみ」は かれらをふたたびつぐの ちからあればなり
 廿四そは なんぢもさ 性來 野生なる橄欖なりしに きりさられて にもつかぬ 善良なる橄
 欖に つぎとせられたりしを おもへば 性來えだたりしものさ もさのおやきに つがるは

廿五 さらに當然のことに あらずや 廿五かくいへるは 兄弟よ われ なんぢらが みづからはこりて
 かしこしとせむがこと おそるれば この 秘義 すなはち 一部の頑冥 いま イスラエルのた
 みのうちにあれど こと 異族民の とき みちなむ ひまでなりてふことを しらであらむを
 ほつせざればなり 廿六しかして イスラエルは みなことごとく すぐはるべし ゆゑに する
 されたる 聖語にいはいく シオンより すぐひぬし いできたりて 不敬虔を ヤコブよりの
 ぞきさるべし 廿七これ わがわれらに なす 契約なり かのひ われ われらのつみをさ
 りさらむと 廿八それ 福音につきていへば われらはなんぢのために 「かみ」に 敵たり しか
 れども えらびにつきていへば われらは その 祖先のゆゑによりて 「かみ」の愛したまふも
 のなり 廿九それは 「かみ」の恩賜と召命とは くいのこれにともなふこと なければなり 三十そ
 れ なんぢら 過去のときにおいて 「かみ」にまつるはざりしが いまは われらの まつる
 はぬゆゑに めぐみをえたり 卅一かくのごとく われらいまにいたるまで 「かみ」にまつるはれ
 ども それは なんぢらの めぐみをえたるによりて また めぐみを うべきためなり 卅二けだ
 し 「かみ」 萬民のうへに めぐみをかうむらせむために ことごとく 不信仰のうちに ござ
 したまひたるなり 卅三ア、 「かみ」の智さをしへとの さみのふかきことよ いかん その審判
 の さぐりがたく そのみちの みわけがたさよ 卅四それ 主のころを しりたるもの た
 れがある その助言者たりしもの たれがある 卅五のちに むくいをもさめんさてまづ 「かみ」
 に あたへたるもの たれがある 卅六けだし 萬物は 「かみ」に圍し 「かみ」にたもたれ ま
 た 「かみ」のためにあり 榮光 永遠に 「かれ」にあれかし アーメン。
 第十二章 一ゆゑに 兄弟よ 「かみ」のおほくのめぐみに かけて われ なんぢらにもとむ

二 そのみを 「かみ」のうけたまふべき きよきいけにへさして さうげむことを これ 道理にか
 なへる なんぢらのつとめなり 二しかして このよのさまに ならふことなかれ かへつて
 ころをあらたにして あらたなるものとなり およそ 「かみ」の のぞみたまふこと すなは
 ち 善にして まつたく かつ うけたまふべき ものゝ なるを あかしえむことを は
 かれよ 三われ いま あたへられたる めぐみによりて なんぢのうちにある ひさぐに
 これをいふ おのゝく そのみを おもふべきよりたかく おもふこと なかれ 「かみ」 おの
 れらに 信仰さいふ尺度を わちたまひたれば かへつて おごそかに おもふべきなり 四
 それ われら ひさつのからだに おほくのえだあり しかして これらのえだは おなじきつ
 さめを もてるにあらず 五かくのごとく われら はずおほきも キリストのうちにて 一
 體たり しかして おのゝくは たがひにえだたり 六されば あたへられたるめぐみに した
 がひて うけたるたまもの おのゝくことなれば われら 豫言をえむか その信仰の度に應じ
 て 豫言せむ 七あるひは 役者のつとめをえむか 役者として そのつとめを つくさむ 教
 訓者たるものは 教訓をことごとく 八奨励者たるものは 奨励をなし 施與するものは 誠意を
 もつて をさむるものは 勉勵をもつて めぐみをくはふるものは 好意をもつて おのゝくそ
 のことを なすべきなり 九愛をして 虚飾なからしめよ あしきはさげよ よきには執心なれ
 十 たがひに 兄弟の愛をもて まじはりて 親愛のなさけあれ また たがひに あひ敬せよ
 十一ことをなすに 懶惰なることなかれ 精神は熱烈なれ 「かみ」につかへよ 十二希望のうちに
 よろこべ 艱難のうちに たへよ いのりは つれに 切なれ 十三聖徒らのさばしきをあひすく
 十四 ころをつくして 懇切なれ 十四なんぢをくるしむるものを 祝せよ 祝せよ しかして

十五

のろふことなけれ 十五よるこぶものこ ともに よるこべ なくものこ ともに なけ 十六たが
ひに おなじきこよるをもてよ たかきものごに こよるをさめず かへつて ひくきものご
まじはれ 十七りて おのれを かしこしきすることなけれ 十七あしきをもて あしきにむくゆ
ることなけれ ひさの みてたゞしきなす ころのこを そなへせよ 十八なしうべくば ち
からをつくして すべてのひさよ やばらぎて ひをあくれ 十九せちに愛するものよ なんぢ
のあだを むくゆることなけれ かへつて むしろ 「かみ」のいかりにゆづれ そは みことば
に あだをかへすは わがことなり われ むくゆべし 主これはいひたまふと あればなり
二十ゆゑに もし なんぢの あだ うえなば 食をあたへよ もし 渴せば 飲をあたへよ
廿一のごきくなすは もゆるすみを かれのかうべに つむなり 廿二惡にかたることなけれ かへ
つて 善をもて 惡にかつべし。

一

第十三章 一ひさ よろしく おのく おのれよりうへなる 權威にしたがふべし そは 「か
み」よりいでざる 權威なく およそ ありさしある おほくの權威は 「かみ」よりさづけられ
たるもの なればなり 二されば およそ 權威にさからふものは 「かみ」の命にさからふなり
かつ そのさからふものは 永遠の罰を そのみにうくべし 三權をさるものは 善事をなすも
のよ おそれたらす たゞ 惡をなすものに しかるのみ されば 權威をおそるることなほ
つせざらむものは 善なることを なすべきなり されば かれより ほまれをうくべし 四か
れは 「かみ」のつかひたまふものにして なんぢらに 善をせさせむとする ものなればなり
しかれども もし あしきをなせば かれをおそれよ そは そのつるぎを いたづらに おび
ざればなり かれは 「かみ」のつかひ給ふ ものにして あしきをなすものに みいかりなくは

十四

へて むくいをなす ものなればなり このゆゑに なんぢら かならず したがはざるべから
六す たゞに みいかりのため のみならず また 良心のために しかせむことを 要す 六か
つ この理由よりして なんぢら また みつぎをなせよ されば 「かみ」のつかひたまふも
七のにして つねに このつさめにあたればなり 七ゆゑに みつぎをうくべきものには みつぎ
を 税をうくべきものには税を 恭敬をうくべきものには 恭敬を 榮譽をうくべきものには 榮
譽を すべてに なさむべきものを なせよ 八いかなるかりをも ひさに おふとなけれ
あひたがひの愛は このかぎりにあらず そは ひさを愛するものは おきてをまつたうしたる
九ものなればなり 九そは 「なんぢ 姦淫をおこなふべからず」「なんぢ ころすべからず」「な
んぢ ぬすむべからず」「なんぢ 偽證すべからず」「なんぢ 慾にしたがふべからず」この
おきては みな このころるなればなり かつ ほかになほ おほくの おきてありとも たゞ
このひさごこのうちに ふくまる すなはち 「なんぢ そのみのごこく そのさなりびさを 愛
すべし」といふ これなり 十愛のおこなひは さなりびさを そこなはず ゆゑに 愛は お
きてをまつたうすこ いへり 十一かつ さきをおもへば いまや すでに ねむりをはなれて
めさむべきのさきなり 信仰にいりしむかしに くらぶれば われらのすくひは ちかよれり
十二よはいたくふけて あかつき めのまへにあり されば よろしく やみのおこなひを す
てさりて ひかりの武器もて よろふべし 十三われら よろしく まひるにおけるごこく かく
れすに あゆむべし 豪奢 醉酒、逸樂 淫亂 また争鬪 嫉妬のみちを ゆくことなけれ 十四
かへつて なんぢら 主イエス・キリストをみにまこへ しかして 肉のために その慾をみた
すべき そなへな ますことなけれ。

一 第十四章 一信仰において、よわきもの、あらば、なんぢら、これを、うけよ、しかれども、その疑惑につきて、論争することなかれ、二それは、すべてのものを、くらふをうと、信するものあり、また、よわくして、野菜をくらふ、ものあり、三くらふものは、よろしく、くらはざるものを、あなざることなく、また、くらはざるものは、よろしく、くらふものを、審判することなかるべし、それは、「かみ」かれを、うけたまひたればなり、四なんぢ、なにびさなれば、他者のしもべを、審判するぞ、しもべの、たつも、たふるも、かほるは、その主のみ、「主」は、たたしむるの、ちからあれば、かれ、たつべし、五あるひを、他のひよりも、おもしきするひさあり、また、ひを、同様にみるもの、あり、ひさ、おのく、熟考して、こころに、さだむるさころ、あるべし、六ひをまもるも、その、ひさは、主にむかひて、これをまもる、また、ひをまもらざるものも、主にむかひて、これをまもらず、くらふそのひさは、主にむかひて、それをなす、それは、かれ、「かみ」に、感謝をさぐればなり、また、くらはざるものも、「かみ」にむかひて、くらはざるなり、しかして、かれも、「かみ」に、感謝をさぐ、七それは、われらのうちに、おのれのために、いき、あるひは、おのれのために、死ぬるものなし、八われらいくるは、「かみ」あればなり、しかして、死ぬるや、また、「かみ」あればなり、ゆゑに、いくるも死ぬるもわれらは、これ、主のものなり、九死にたるものさ、いくるものさの、主たらむために、こそ、キリストは死に、かつ、よみがへりたまひしなれ、十しかるに、なにゆゑに、なんぢ、その兄弟を審判するか、しからずとも、その兄弟を、價値なしとみるは、なにゆゑぞや、われらは、のちみな、キリストの審判の臺前に、たつべきものなるぞ、十一ゆゑに、しるされたるもあり、いはく、主いひたまはく、われいくるゆゑに、ひささいふひさ、みな、われに、かむべく、したさいふ

十二 した、みな「かみ」に、その告白をなすべしと、十二そのことく、われらおのく、そのみのことを「かみ」にのぶべきひ、きたるべし、十三ゆゑに、われら、もはや、たがひに、あひ審判することをやむべし、かへつて、むしろ、このこと、すなはち、つまづきのいし、また、たふるべき機會を、兄弟のゆくてに、よこたふるとなきか、おもひみよ、十四われは、これをしる、また、主イエスによりて、これをみさむ、おもそのさして、おのづから不潔なるものさては、なきことを、しかれども、なにもものたりとも、これを、不潔さみさむるひさには、そのもの、すなはち不潔なり、十五しかれども、なんぢの兄弟、なんぢの食品によりて、うれひをもよふさむか、なんぢのあゆみは、もはや、愛にあらず、なんぢの食品をもて、キリストの、かはりて、死にたまひたる、かれを、こぼつことなかれ、十六善事をして、なんぢによりて、そしりをうけしむることなかれ、十七それは、「かみ」のくには、食品によらず、飲料によらず、たゞ、聖靈によれる、正義と平安と、喜悅となり、十八これらのことをもて、キリストに、つかへまつるものは、「かみ」には嘉納せられ、ひさにはよろこばる、十九ゆゑに、われらよろしく、平安をきたらせ、たがひの徳をたつるものを、おももさむべし、二十食品のゆゑをもて、「かみ」のみわざを、こぼつとなかれ、おもそののみなきよし、たゞ、つまづかせつゝ、食するものには、あしきのみ、廿一肉をくらひ、酒をのむ、なにごさによらず、おもそれによりて、なんぢの兄弟、あるひはつまづかむものは、さくるをよしとす、廿二なんぢ、信仰をもてるか、「かみ」のみまへにありて、これをなんぢのみにもてよ、みづからゆるしたる、ものごさによりて、こころみづからせむるを、なきものは、さいはひなり、廿三うたがひつゝ、もしくらはば、そのくらふや、信仰よりいでざるがために、すでにめぐみをはなる、それは、なにごさによらず、信仰よりいでざるものは、つみなればなり。

一 第十五章 一されば われらつよきものは よわきものよわみを になふべし、おのれをよ
 二 るこばさんさば すべからず 二われらおのく さなりびとの 益をばかり その 徳をたて
 三 もつて かれらなるこばすべきなり 三そは キリストすらも そのみをよるこばせむさば
 四 なしたまざりき なんぢを 非難するものよ 非難は わがうへにおちたりさしるされたるが
 五 如し 四そは およそ かつてしるされたる ことくは われらのまなびのためにして 聖
 六 書よりきたる 忍耐慰安をへて 希望をもつに いたらせむきて しるされたるなり 五それ忍
 七 耐慰安をたまふ「かみ」なんぢらに キリスト、イエスのごさき おなじきころをもて た
 八 がひにまじはるを ゆるしたまふ 六これ ひさつのころさ ひさつのくちさをもつて われ
 九 らの主イエス、キリストの ちよなる「かみ」を あがむるをえしめむ ためなり 七ゆゑに な
 十 んぢら たがひにあひうくること また キリストの われらなうけたまひたるごさく なし
 十一 もつて「かみ」の榮光をあらはせよ 八さて われこれにいふ イエス、キリストは「かみ」のま
 十二 ことをしめさむために 割禮あるものよ 役者さなり給ひしが 九これ 諸父にむすばれたる
 十三 約束のかためられ 九また 異族民の めぐみをかうむりて 「かみ」をあがむるに いたらむた
 十四 めなりしなり 九これ 聖書にいふさころなり いはく このために われ異族民のうちにおいて
 十五 なんぢに 讚美をたてまつり また なんぢのみなを うたひまつらむ 十またはいはく よろこ
 十六 べ なんぢ 異族のひさよ そのたみさくもに よろこべ 十一またはいはく なんぢら 異族の
 十七 たみよ エホバを讚美せよ すべてのたみよ エホバに讚美をたてまつれ 十二また イザヤい
 十八 はく エツサイより ひさよのわかれ いでむ 九これおこりて 異族のたみを すべをさめむ
 十九 異族のたみは のぞみをそのうへにおかむと 十三れがはくば のぞみをたまふ「かみ」なんぢ

十四 らの信するまにく、 よろこびさ平安さを 十分にあたへたまひて つひには 聖靈のみちから
 十五 によりて のぞみをゆたかに もたしめたまはむとを 十四わが兄弟よ われこれを見さむ
 十六 なんぢらにつきて おもふさきに われみづから これを見さむ なんぢらの すでに 徳にみ
 十七 ち あらゆるさきりに みち また そのちから あひたがひにいさむるに たるとを 十五さ
 十八 るに兄弟よ わが なんぢらにかきたるさころを かへりみれば あまりにはばからざりし 九
 十九 しあるを おぼゆ こは われさらに なんぢらをおもひおこして わればこれ 「かみ」よりあ
 二十 たへられたる めぐみによりて 十六イエス、キリストの役者として 「かみ」の福音をわかつた
 二十一 ために 異族民のおひだにつかはされたる ものなるを かしこみ 異族民を うへにたてまつ
 二十二 るにあたりて 聖靈によりてきよめられて うけいれらるるをうるものたらしめむ ことなのぞ
 二十三 むより いでしなり 十七されば われ「かみ」のために なしたることをおもひおよべば イエ
 二十四 ス、キリストによりて ことなきはまれを感ず 十八されどそを ことくのぶるを ことすす た
 二十五 だ 異族のたみをまつるはせむために わがことばさおこなひにより ちからあるしるしと不
 二十六 思議により 「かみ」のみたまのちからによりて キリストのわれをもちゐて なし給ひたる み
 二十七 わざなのべむさす すなはち エルサレムより めぐりめぐりて イルリコにいたるまで われ
 二十八 キリストの福音を 十分にのべつたへたり 二十しかり かくの如く わればげみて 福音をつ
 二十九 たへつゝいまにいたれり あるひは 他人のおきたる もさぬのうへに たつることあらむさの
 三十 ことおそれよりして キリストのなの つたはりしころは われこれをさけたり 廿一しかれど
 三十一 も これ聖書に しるせるさころなり いはく うはさだにきかざりし 九これらは みるべし
 三十二 いまだきかざりし 九これらは ささらむと 廿二このためにわれ なんぢのさころにきたらむ

廿三 さしつゝ おほくさまたげられて いまにいたれり 廿三しかれども今や これらの方面にも
 はやのこれるものなし かつまた このおほくのさしつき イスパニヤにゆくのみちすがら な
 んぢのさころに きたらむと われ せちにねがへり 廿四そば このたびちにて なんぢらに
 あひしばらくあひさもにありて よろこびやうみつるをえは さらに なんぢらにおくられて
 廿五 かの地にむかはむと のぞめばなり 廿五しかれども いまはわれ 聖徒にちからをいたさ
 廿六 むために エルサレムにゆく 廿六そばエルサレムの聖徒の 貧しきものゝために そこばくの
 おくりものをせむとこ マケドニヤ および アカヤの聖徒の よろこぶさころと なりたれば
 廿七 なり 廿七このこさは げに かれら よろこびてなせり かつこれ かれらのつくすべき義務な
 り 異族のたみながら すでに かれらの 靈のものを わかたれたるうへは 肉のものをもつ
 て かれらにたすけをなすは 義としてなすべきことなればなり 廿八ゆゑに われこのことを
 廿八 さげ そのみのりをかれらに あたへをばらば なんぢらへて イスパニヤにむかはむとほつ
 廿九 す 廿九われ ゆくをりには キリストの福音の十分のめぐみをもつて なんぢらにいたらむこ
 三十 さを 期す 三十さて兄弟よ われ 主イエス、キリストにより また 聖靈による 愛により
 廿一 て なんぢらにもさむ なんぢら われと ちからをあはせて わがために 「かみ」にいのら
 廿二 むとこを 廿一すなはち ユダヤに おる まつるはぬものゝてより わがたすけいだされむため
 廿二 に またエルサレムのために わが期する盡力が その聖徒に うけいれられむために 廿二
 また 「かみ」のみこころによりて よろこんで なんぢらのもこに いたるをえ かつ ちから
 をあらたにするを えむために いのちむとこを 廿三れがはくは 平安の 「かみ」 なんぢら
 すべてさうもにあらむとこを アーメン。

一 第十六章 一われ なんぢらに われらの姉妹なる フイエをすむ かれは ケンクレヤにあ
 二 る教會の執事なれば 二こふなんぢら 主をおもひて 聖徒として かれをうけよ なに用にも
 三 あれ たすけをもさめば 三こふかれをたすけよ かれは われおよび多くのものを たすけて今
 四 日にいたれり 三こふ キリスト、イエスを信じ われをたすくる プリスキラ およびアクラ
 五 を賀せよ 四これ わがいのちのために おのがかうべを ゆだれたるものにして われのみな
 六 らず 異族民の諸教會 みなさにも 感謝するなり 五おなじく かれらのいへにある 教會を
 七 賀せよ わがあつく愛する エパイ子トを賀せよ これキリストにさうげたる アカヤのはつほ
 八 なり 六こふ マリヤを賀せよ これ われらのために おほくの 勤勞をなせり 七賀せよ
 九 わが 親族たりまたさにも めしうごたる アンテロニコおよびジュエニヤを これ 使徒のうち
 十 に 名あるものにして また われにさきだちて キリストを信じたるものなり 八主によりて
 十一 わが愛する アンピリアを賀せよ 九キリストを信する わが助手なる ウルバノ および わ
 十二 が愛する スタクを賀せよ 十主を信じてほまれある アペンを賀せよ アリストプロのいへに
 十三 おるひさくを賀せよ 十一わが親族たる ヘロテオナを 賀せよ ナルキノのいへにありて主を
 十四 信する ものどもを賀せよ 十二主にありて 勤勞する テルバイナ および テルボサを賀せよ
 十五 十三主にありて おほく 勤勞したる わが愛する ヘルシイを賀せよ 十三主を信じてえらばれた
 十六 るルボおよび そのほく また わがほくたるものを賀せよ 十四アスキトリト ビリゴン ヘレ
 十七 マ パトロバ ヘレメ および かれらさうもに おる兄弟を 賀せよ 十五ピロロコ および
 十八 シユリヤ ネリオ およびその 姉妹 および オルンバ および かれらさうもに おる すべ
 十九 ての 聖徒を賀せよ 十六たがひに きよきくちつけをもつて 賀意を しめせ キリストの諸教

^{十七} 會 なんぢらに 賀意を表す ^{十七} さて兄弟よ われこれを なんぢらにもこむ なんぢらの
^{十八} まなびきたりたる 教義に反して あらそひさつまづきを おこすひさしくに 注目して
^{十九} これをさげよ ^{十八} かゝるやからは われらの主 イエス、キリストに つかふるにあらず
^{二十} たゞ そのほらに つかふるもの また よきことば うるはしき 辯舌をもて ちゑあさき
^{二十一} ものゝ ころろを あざむげばなり ^{十九} なんぢらの よくまつるふことは ひろくすべてのひ
^{二十二} きの するころ われなんぢらのために これをよるこぶ しかれどもなほなんぢらの よ
^{二十三} きことにかしくして あしきには かゝはりなからむを こひねがふ ^{二十} しばらくせば平安
^{二十四} の「かみ」なんぢらのあしもきに サタンをくだきたまふべし われらの主 イエス、キリストの
^{二十五} めぐみ なんぢらさるもに あらむことを アーメン ^{二十一} われさ ことをさもにする テモテ
^{二十六} および わが親族リキ および ヤソン および ソシパテロ なんぢらに賀意を表す ^{二十二} わ
^{二十七} れテリテオ このふみの 筆者 なるが 主によりて なんぢらに賀意を表す ^{二十三} われ およ
^{二十八} びこの全教會のいへぬしたるガヨス なんぢらに賀意を表す まちの收入役たるエラスト お
^{二十九} よび ひさりの兄弟 クワルト なんぢらに賀意を表す ^{二十四} われらの主イエス、キリストの
^{三十} めぐみ なんぢら すべてさるもに あらむことを アーメン ^{二十五} それわがつたへたる福音
^{三十一} および いまやすでに 明白となりしも 世界開闢以來秘密として さざられたりし 秘義の啓
^{三十二} 示のまゝに イエス、キリストの宣傳したまへるもの また おほくの豫言者が 永遠いました
^{三十三} まふ「かみ」の 命じたまふまゝに 従順なる信仰を えしめむとて 萬國のたみにしらしめた
^{三十四} る みことば およそこれらに かなふべく なんぢらの徳を たつるのちからを もちたま
^{三十五} ふもの すなはち ^{三十二} 獨一睿智の「かみ」に 榮光きはまりなく イエス、キリストによりて歸

せむしをアーメン。

な は り

中宵書懷

舊吟を録して 跋にかふ。青燈更ふくるとき 紅紫めなうばふころ
 調誦して 感をこもにせむはいかに。調誦は字音のまゝなるを可とす。

我體今尙存 我魂嘗瀕死 耶蘇賜靈餌 憊餘得再起
 開眼視我衣 弊汚當何譬 清聽察我言 赧然深自耻
 不知吾何人 厚顏對天地 百感身欲裂 中宵滂沱淚
 耶蘇憫我悲 玉音宛在耳 爾罪今得赦 清心受安慰
 耶蘇愛斯心 扶弱持既墜 雖在利慾間 救我誘惑裡
 仰請聖靈氣 俯從我職事 心廣而體胖 氣健而事易
 嗚呼我今可休不 猶未可以已 耶蘇志未成 懇勸向余示
 且言爾勿懼 只信予在此 耶蘇在我上 百難亦何避
 已浴無量愛 已領濟世志 我主耶蘇乎 照鑒我慕義
 願君宿我中 願君用我臂

大正元年九月九日印刷
 大正元年九月九日發行

▲定價金拾五錢▼



譯述者 額濱市北方町六百三十七番地 大村益荒

發行者 東京市京橋區尾張町二丁目十五番地 福永文之助

印刷者 額濱市太田町五丁目八十七番地 村岡平吉

印刷所 橫濱市山下町八十一番地 福音印刷合資會社

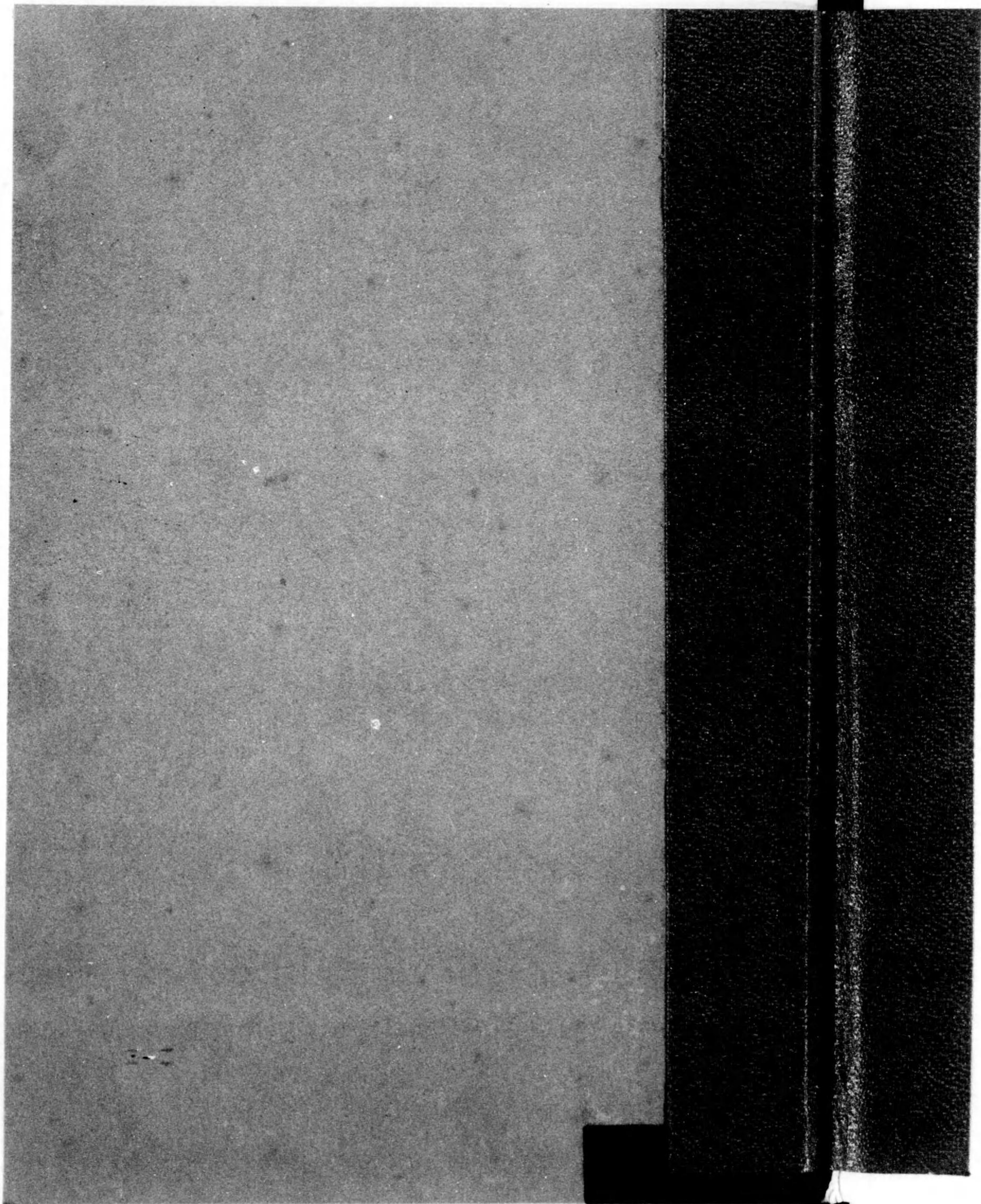
發行所

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地 警醒社書店

賣捌所

東京市本郷區春木町二丁目二十三番地 警醒社支店

R-59



終